

○越前市個人情報保護審議会規則

平成17年10月1日

規則第24号

改正 平成24年3月30日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、越前市個人情報保護条例(平成17年越前市条例第27号)第24条第8項の規定により、越前市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、地方自治に関し学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

(会長等)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事等の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席者がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、越前市行政組織規則(平成17年越前市規則第10号)別表第5に定める課において処理する。

(平24規則37・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(審議会招集等の特例)

- 2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の招集並びに当該審議会では会長が互選されるまでの間の会議の運営は、第3条第2項及び第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則(平成24年3月30日規則第37号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。